

敦賀市立看護大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント
並びにリサーチ・アシスタントに関する規程

敦賀市立看護大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント
並びにリサーチ・アシスタントに関する規程

平成30年3月27日
敦賀市立看護大学規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学(その設置者たる法人を含む。以下「本学」という。)のティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)及びスチューデント・アシスタント(以下「SA」という。)並びにリサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)について、必要な事項を定める。

(目的)

- 第2条 TA及びSA並びにRAは、次の各号に定める目的のために置くものとする。
- (1) TA 本学大学院の優秀な学生に教育補助業務を行わせ、これに対する給料支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実を図り、当該学生に指導者としてのトレーニングの機会を提供すること。
 - (2) SA 本学学部の優秀な学生に教育補助業務を行わせ、これに対する給料支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実を図ること。
 - (3) RA 本学大学院の優秀な学生に研究補助業務を行わせ、これに対する給料支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、大学研究の充実及び当該学生の研究遂行能力の育成を図ること。

(職務内容)

- 第3条 TA及びSAは、本学の教員が学部学生に対して行う授業(実習、実験及び演習を含む。)を補助する業務に従事するものとし、シラバス作成、試験問題の作成、成績評価その他本学の教員が自らの職責で行うべき業務、本学における教育とは無関係な業務及び契約上の労働時間を超えて行わざるを得ない業務を行わせてはならない。
- 2 RAは、本学の教員が行う研究活動を補助する業務に従事するものとし、研究計画の立案、論文の主要な部分の執筆その他教員が研究者としての責務として自ら行うべき業務、本学における研究とは無関係な業務及び契約上の労働時間を超えて行わざるを得ない業務を行わせてはならない。

(選考及び任用)

第4条 本学の教員は、担当する授業の補助又は自身の行う研究の補助のために特定の者をTA又はRAとして用いようとするときは、本学大学院の研究科長に対し、TA・RA

任用計画書（様式第1-1号。）を提出しなければならない。

- 2 本学の教員は、担当する授業の補助のために特定の者をSAとして用いようとするときは、本学の学部長に対し、SA任用計画書（様式第1-2号）を提出しなければならない。
- 3 研究科長は、TA・RA任用計画書の提出を受けたときは、研究科会議にその採用の可否を諮り、その結果をTA・RA任用計画書の写しを添えて学長である理事長に報告しなければならない。
- 4 学部長は、SA任用計画書の提出を受けたときは、教授会にその採用の可否を諮り、その結果をSA任用計画書の写しを添えて学長である理事長に報告しなければならない。
- 5 理事長は、前2項の採用を可とする報告を受けたときは、任用計画書の趣旨を参酌してTA若しくはSA又はRAの労働条件を定め、その者と雇用契約を締結するものとする。この場合において、TA若しくはSA又はRAとして採用される者には、労働条件を明示した書面を交付しなければならない。

（任期及び労働時間の制限等）

第5条 TA及びSAの任期は、1年以内とする。ただし、改めて採用することを妨げない。

- 2 TA及びSA並びにRAの労働時間は、1月あたり40時間、1年あたり200時間を上限とし、1人の学生がTA及びRAの両方を兼ねる場合又は複数の教員に係る業務を兼ねて行う場合も、これを超えてはならない。
- 3 前条第5項の書面にはTA若しくはSA又はRAとして補助業務を行うべき教員の氏名、想定される職務内容及び労働時間を明示し、併せて前項の労働時間の制限を明記するとともに、交付に際し、それらに反する業務指示は無効であることをTA若しくはSA又はRAとして採用される者に教示するものとする。

（実績報告書の提出）

第6条 業務補助のためにTA若しくはSA又はRAを用いる教員は、毎月実績報告書（様式第2号）を作成し、TA若しくはSA又はRAが職務を行った月の翌月の7日（本学の非業務日であるときは、直前の業務日）までに、学長である理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、実績報告書の記載に基づき、実績報告書が提出された月において、TA若しくはSA又はRAに給料を支払うものとする。

（給料）

第7条 TA及びSA並びにRAの給料は、次の各号に定める額とする。

- (1) TA 業務に従事した時間1時間あたり1,200円
- (2) SA 業務に従事した時間1時間あたり1,000円

敦賀市立看護大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント
並びにリサーチ・アシスタントに関する規程

(3) R A 業務に従事した時間1時間当たり1,200円

2 支給する給料の額は、月間の業務時間数を合算し、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げて計算するものとする。

3 R Aの給料は、その研究のためにR Aを使用する教員の研究費（外部資金を含む。）から支出する。

(雇用一般)

第8条 この規程に定めがあるもののほか、T A及びS A並びにR Aの雇用については、公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第8号。以下「非常勤職員就業規則」という。）の定めるところによる。

(その他)

第9条 その他T A及びS A並びにR Aについて必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則の一部改正)

2 非常勤職員就業規則の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(4) ティーチング・アシスタント（就業規則の適用を受ける教員の教育を補助するために、別に定める規程に従って採用される者をいう。ただし、第2号に掲げる者を除く）

(5) リサーチ・アシスタント（就業規則の適用を受ける教員の研究を補助するために、別に定める規程に従って採用される者をいう。ただし、第2号に掲げる者を除く）

第19条を次のように改正する。

第1号中「(非常勤講師を除く。)」を「(非常勤講師、ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く。)」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント 給料

第24条に次の1項を加える。

4 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの給料は時給とし、別に規程で定める額とする。

附 則 (令和4年敦賀市立看護大学規程第4号)

1 この規程は、令和4年7月11日から施行する。

敦賀市立看護大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント
並びにリサーチ・アシスタントに関する規程

(公立大学法人敦賀市立看護大学非常勤職員就業規則の一部改正)

2 非常勤職員就業規則の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) スチューデント・アシスタント(就業規則の適用を受ける教員の教育を補助するために、別に定める規程に従って採用される者をいう。ただし、第2号に掲げる者を除く)
第19条中「ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント」を「ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント並びにリサーチ・アシスタント」に改める。

第24条第4項中「ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント」を「ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント並びにリサーチ・アシスタント」に改める。

敦賀市立看護大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント
並びにリサーチ・アシスタントに関する規程

様式第 1 - 1 号 (第 4 条関係)

TA・RA任用計画書

敦賀市立看護大学大学院
看護学研究科長 様

(任用を希望する教員)

所属

職・氏名



次のとおり ティーチング・アシスタント
リサーチ・アシスタント の任用を希望します。

任用を希望する学生	氏名 所属 研究科 課程 (年)
従事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
従事予定日及び従事予定時間	
職務内容	
備考	

※ 1 人の学生について TA と RA とを兼ねる任用を希望する場合には、各別に任用計画書を作成すること。

※ 1 人の学生について、1 月あたり 40 時間、1 年あたり 200 時間を超えて、TA 及び RA の業務に従事させることはできない。

上記を確認しました。任用を希望する学生の署名.....

様式第1-2号(第4条関係)

SA任用計画書

敦賀市立看護大学
学部長 様

(任用を希望する教員)

所属

職・氏名

㊟

次のとおり スチューデント・アシスタント の任用を希望します。

任用を希望する学生	氏名 所属 学部 学科 (年)
従事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
従事予定日及び従事予定時間	
職務内容	
備考	

※1人の学生について、1月あたり40時間、1年あたり200時間を超えて、SAの業務に従事させることはできない。

上記を確認しました。任用を希望する学生の署名.....

敦賀市立看護大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント
並びにリサーチ・アシスタントに関する規程

様式第2号（第6条関係）

実績報告書

敦賀市立看護大学 学長 様

（TA・SA・RAを用いた教員）

所属

職・氏名

㊟

次のとおり、
を報告いたします。

年

月分の

ティーチング・アシスタント
スチューデント・アシスタント の業務実績
リサーチ・アシスタント

従事月日	従事時刻	従事時間数 (時間)	従事内容
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
/	時 分～ 時 分		
(合計)			時間

上記のとおり相違ありません。 従事者の署名.....